



#### 武蔵野大学 学術機関リポジトリ

Musashino University Academic Institutional Repository

Collection of Institute for Research in Humanities, Kyoto University "TiandiRuixiangZhi" 16th Reprint · School Notes -"Gaturyo (4)"

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2020-03-09
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 深澤, 瞳
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1120

# 京都大学人文科学研究所所蔵

# 『天地瑞祥志』第十六翻刻・校注 「月令」(四)

深澤 瞳

#### はじめに

輪読会を行ってきた。 「天地瑞祥志研究会(代表・水口幹記氏)が立ち上げられてこなかった書物であったが、二○一一年秋より、数名の有志よって編纂された天文類書である。これまではさほど注目されよって編纂された天文類書である。これまではさほど注目され

口幹記氏による「序」を參照されたい。

□を登別されたい。

□を記しているが、「下中」を受別をである。なお、『天地瑞祥志』に関して、「大学」で、「大学、「大学」、「「大学」、「「大学」、「大学」、「「大学」、「「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「大学」、「「「大学」、

さて、『天地瑞祥志』第十六には、「月令」「五行」「木」「火」

「土」「金」「水」の項目が立てられており、また「水」には「登」「井」が付されている。本稿ではこのうち、「月令」の翻刻・校注を収録する。なお、分量的な事情により、全体を適額・校注を収録する。なお、分量的な事情により、全体を適割し、(一)には「一月・二月・三月」(『武蔵野大学日本文』五〇号、二〇一九年学月)というように掲載してきた。本稿は以上の三つに続く「十月・十一月・十二月」であり、これを以て第十六「月令」に関しては読了ということになる。この第十六「月令」の翻刻と校注は深澤瞳が担当したが、この成果は決して一人だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

# 『天地瑞祥志』 翻刻・校注凡例

#### 原文

いる。一、底本には京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』を用一、底本には京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』を用

り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に01、02、一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を圖

……と番号を付して①に記した。

宜楷書化し、通行の字体に改めた。一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適

は□で示している。一、底本の双行注(割り注)は山括弧〈〉に入れて示し、欠字

型では本での頂が、「型」と可能のでであるため、鈔本に頻を文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に頻となる際には、①の本文の右旁に [一] [二] ……と付し、異なる際には、①の本文の右旁に [一] [二] ……と付し、異なる際には、①の本文の右旁に [一] [二] ……と付し、展本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊、

『天地瑞祥志』研究会代表の水口幹記氏が行った。)は、尊經閣において當該書を実見し、紙焼きを購入しているな文字は、これを略して載せていない。(尊經閣本との校合見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能

#### 校訂

したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付

だしく相異する場合以外は、特に断りなく改めている。鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚「曰」、「弓」と「氐」、「文」と「父」、「大」と「太」などの

丸括弧()に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字をだしく相異する場合以外は、特に断りなく改めている。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書適宜文字を挿入・改正した。

れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入き入れ、もしくは尊經閣本を根拠とした箇所には白丸○を、

付していない。

が有れば②の文末に注記した。字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍

#### 訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

一、④との対応は、ア・イ・ウ……の記号によって示した。

#### 注釋

した。一、関連資料は③の右傍に(一)(二)……と付し、④に出

志』本文と対応する箇所に傍線を付している。また、引用箇、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥

なった文字については、④の當該文字を□で囲み示した。一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠と

なるため、各巻の注釋の体裁も、各担当者に一任している。※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピュー※した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異にした。また、『天地瑞祥志』本文の確定などは、コンピュー、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥一、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥

### 翻刻・校注

©月令…「月令」では、一年一二ヵ月における政令を、自然界 ◎月令…「月令」では、一年一二ヵ月における政令を、自然界 の推移に対応させて述べている。本文は「禮記月令云」と始ま の推移に対応させて述べている。本文は「禮記月令云」と始ま

とをはじめにお断りしておく。その他の資料は適宜表示した。井清『禮記』(全釋漢文大系、集英社)などを參照しているこ『禮記』(新釋漢文大系、明治書院)、市原亨吉・鈴木隆一・今本お、『禮記』の本文引用・訓読にあたっては、竹内照夫

前稿(三)からの續きなので、通し番号は「11」から始まる。①②③中の「〈〉」は、割注であることを示している。なお、令」中の、「十月」から「十二月」について検討する。また、くり返しになるが、本稿では、『天地瑞祥志』巻十六「月

**11** ①

十月、 也。有多少者也〉。 之小大高卑薄厚之度、貴賤之等級 **慀侄禽獸之道也〉。飾喪紀、** 〈謂●禾薪之屬之也〉。 必行其罪也。 謹蓋藏〈謂府庫囷倉有城物〉、脩行積聚、無有不銳 命將帥講武、 命工師郊功。 坏城郭、 辨衣裳、審棺椁之薄厚、 習射御、 備邊境、 無或作:偽淫巧也 〈辨衣裳、 角力。 謹関塞傒侄 謂壟銳尊卑所用 營丘 〈坏益也。 功有

11 ②

十月、

謹蓋藏

〈謂府庫囷倉有『藏物〉、

"循行積聚、

无有不

罪也 之度、 断喪紀、 也》。 斂 命工師\*效功。 貴賤之等級 命將帥講武 辨衣裳、 備邊境、 審棺椁之薄厚、 謹関塞徯侄 〈辨衣裳、 習射御 无或作作"爲淫巧也。 謂「襲斂尊卑所用也。 〈坏益也。徯侄禽獸之道也〉。 "坐丘壟之小大高卑薄厚 功有不當、必行其 有多少者

11 ③

十月、蓋藏を謹ましめ〈府庫・囷倉に藏する物有るを謂う〉、

功當たらざる有るは、 り用うる所あるを謂うなり。多少有る者なり〉。工師に命じ 裳を辨え、棺椁の薄厚、塋・丘壟の小大・高卑・薄厚の度、 塞ぐ〈坏は益なり。徯侄は禽獸の道なり〉。喪紀を飭え、 て功を效べしむ。作爲淫巧を作すこと或る无からしむるなり。 貴賤の等級を審らかにす〈衣裳を辨うとは、襲斂は尊卑によ 積聚を循行し、 之なり〉。城郭を坏し、邊境に備え、 斂めざる有る无からしむ 必ず其の罪を行うなり。 〈芻禾・薪の屬を謂 関を謹み、 將帥に命じて 徯侄を

『禮記註

命百官謹蓋藏注謂府庫困倉有藏物

ゥ 工 飭喪紀辨衣裳審棺椁之薄厚(≧(→墓のこと) 丘壟之大小高 謹関梁塞徯徑注坏坏益也 命司徒循行積聚無有不飲注謂獨禾薪蒸之屬

卑厚薄之度貴賤之等級 注此閉藏之具順時飭正之也辨衣裳謂襲斂尊卑所用也所用又

是月也命工 師效功陳祭器按度程母或作爲淫巧以蕩上心必功

オ

致爲上

孟冬行春令則凍不密地氣上泄 〈寅之氣乘之也〉民多流亡〈象 小兵

**12** ①

時起土地侵削〈中隂尚微也申宿直參罸參爲兵之也 立夏巽用事巽爲風之也〉行秋令則雪霜不時〈申之氣乘〉 蟄蟲動之也〉行夏令則其國暴風方冬不寒蟲傷士〈巳之氣乘也 11 (4)

射御を習い、力を角べしむ。

ア 命百官謹蓋藏。 命司徒循行積聚、 間府庫囷倉有藏物 無有不斂 間多不薪蒸之屬

『禮記正義』(六三八~六四四

ゥ 坏城郭、 謹関梁、 戒門閭、 塞徯侄。 脩鍵閉、 坏、 愼管●、 益也。…(省略)…梁、 固封彊、 備邊竟、 橋横也。 完要

徯侄、

禽獸之道也

工 飭喪紀、 衣裳、 薄之度、 謂襲斂尊卑所用也。所用又有多少。) 貴賤之等級。【此亦閉藏之具、 辨衣裳、審棺椁之薄厚、壁丘壟之大小、 順時飭正之也。 高卑 厚

12

孟冬行春令、

則凍不密、地氣上泄

〈寅之氣乘、之也〉、民多

オ 蕩上心、 是月也、 必功致爲上。物勒工名、 命工師效功、 必行其罪 【功不當者、 陳祭器、按度程、母或作爲淫巧、 取材美而器不堅也】 以考其誠【注は省略】。 以 功

天子乃命將帥講武

習射御、角力。

微也。 則雪霜不時〈申之氣乘〉。小兵時起、土地侵削 申宿直參少伐。參少伐爲兵、之也〉。

蟲。復出〈巳之氣乘也。立夏巽用事。 流一亡〈象蟄蟲動、之也〉。行夏令、

巽爲風、之也〉。 行秋令 則其國暴風、方冬不寒

くず里陰、

#### 12 ③

之なり〉。夏令を行なへば、則ち其の國に暴風、方冬寒から〈寅の氣乘ぐ、之なり〉、民多く流亡す〈蟄蟲の動くに象る、孟冬に春令を行なへば、則ち凍りて密ならず、地氣上泄し

ほ微かなり。申は宿 參伐に直る。參伐を兵と爲す、之なり〉。〈申の氣乘ぐ〉。小兵時に起り、土地侵削せらる〈申は隂、尚風と爲す、之なり〉。秋令を行なへば、則ち雪霜時ならずず、蟲復た出づ〈巳の氣乘ぐなり。立夏 巽 事を用う。巽をず、蟲復た出づ〈巳の氣乘ぐなり。立夏 巽 事を用う。巽を

#### 12 ④

# ◎ 『禮記正義』 (六四四頁)

- 也。立夏巽用事。巽爲風】 也。立夏巽用事。巽爲風】 方冬不寒、蟄蟲復出【巳之氣乘之

## ◎『禮記註疏』

孟冬行春令、則凍閉不密、地氣上泄注寅之氣乘之也

- 了 民多流<u>亡</u>注象蟄蟲動疏。
- ウ 行秋令、則雪霜不時注申之氣乘之也。小兵時起、土地侵削立夏巽用事、巽爲風。 立夏巽用事、巽爲風。

注甲隂氣尚微、申宿直參伐、參伐爲兵。

**13** 

大隂用事尤重閇藏也〉

13 ②

問〈而女也。大隂用事尤重閉藏也。〉。 十一月。土事无作、[[[无發蓋、无發室屋、|无起大衆、以固

丽

13 ③

くせよ〈而は女なり。大隂事を用い尤も閉藏を重んずるな屋を發くこと无く、大衆を起こすこと无く、以て而の閇を固十一月。土事を作すこと无く、愼みて蓋を發くことなく、室

13 4

ŋ °°;

『禮記』

發蓋、 食黍與彘。其器閎以奄。 臭朽。其祀行。祭先腎。冰益壯。 其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中黃鐘。其數六。其味鹹。其 天子居玄堂大廟、乘玄路、駕鐵驪、 仲冬之月、 毋發室屋、及起大衆、以固而閉。 地氣沮泄、是謂發天 日在斗。 昏東辟中、旦軫中。 飭死事。 地始坼。 命有司曰、 載玄旂、 其日壬癸。其帝顓頊 鶡旦不鳴。虎始交。 衣黑衣、服玄玉 土事毋作、

曰暢月。 不赦也

而猶女也。 場為『禮記』 鄭玄注

而猶女也。暢猶充也。大隂用事、尤重閉藏也。

14

省婦事母得淫

14

省婦事、毋得淫。

14 ③

婦事を省き、淫を得ること毋からしむ。

14

「禮記」

毋得淫、

是月也、命奄尹、申宮令。審門閭、謹房室、必重閉。省婦事、

雖有貴戚近習、毋有不禁。乃命大酋、秫稻必齊、麴糱

大酋監之、毋有差貸。天子乃命有司、禱祀四海大川名源淵澤井必時、湛熾必絜、水泉必香、陶器必良、火齊必得。兼用六物。

泉。

15

山林藪澤有能取踵食田獵禽獸者野虞敎導之其有相侵奪者罪之

15 ②

其有相侵奪

者、罪之不赦也。

15 ③

野虞 之を教導す。其の相侵奪する者有るときは、之を罪し山林・藪澤、能く疏食を取り禽獸を田獵する者有るときは、

て赦さざるなり。

15 4

『禮記』

山林藪澤、有能取疏食、田獵禽獸者、野虞教導之。其有相侵奪是月也、農有不收藏積聚者、馬牛畜獸、有放佚者、取之不詰。

16 ①

者

罪之不赦。

陽之所定〈寧安也聲樂也〉伐木取竹箭也君子齊戒處必掩身:欲寧去聲色禁耆欲:安刑性事欲靜以侍隂

16 ②

事欲靜、以待隂陽之所定〈寧安也。聲樂也。〉。伐木取竹箭也。君子|齊|戒、處必掩身、身欲寧。去聲色、禁耆欲、欲安|形性、

#### 16 ③

かならんことを欲し、 欲す。聲色を去り、耆欲を禁じ、形性を安ずるを欲し、 君子齊戒して、處るときは必ず身を掩ひ、身寧からんことを 聲は樂なり。〉。木を伐り竹箭を取るなり。 以て隂陽の定まる所を待つ〈寧は安な 事靜

#### 16 4

#### 『禮記

是月也、 去聲色、 荔挺出 日短至。 蚯蚓結、 禁嗜慾、 隂陽爭、諸生蕩。 安形性、 糜角解 事欲靜、 水泉動。 君子齊戒、 日短至、 以待陰陽之所定。 處必掩身、 則伐木取竹箭 芸始 身欲

#### **17** ①

塗闕庭門閭築囹圄此所以助天地憲藏也

#### 17 ②

塗闕庭門閭、 樂囹圄 此所以助天地閉藏也。

#### 17 3

以なり。 闕庭・門閭を塗り、 囹圄を築く。 此れ天地の閉藏を助くる所

#### 17

一禮記 是月也、 可以罷官之无事、去器之无用者。 塗闕廷門閭、

### 築囹 圄 此所以助天地之閉藏也

#### 18

行春令則蟲螟爲敗 時雨汁瓜瓠不成 仲冬行夏令則其國乃旱〈午之氣乘之也〉 下也宿直四兵:危内有瓠者之也〉國有大兵〈兵之名氣之也〉 氣散相亂者之也〉雷乃發聲〈震氣動也午屬震也〉 民多疥 〈酉之氣乘也酉宿直昴畢:好雨·汁者水雷雜 〈當蟄者出卯氣之乘也〉水泉盛鴗〈大火爲 氣霧拌÷ 行秋令則天 〈霜霧露之

## 18

〈疥屬之病学甲之象〉

早

昴畢。 者、之也。〉、國有大兵〈兵亦金氣之也。〉。行春令、則蝗蟲爲 也。〉。行秋令、 霧露之氣、散相亂者之也。〉、雷乃發聲〈震氣動也。 仲冬行夏令、則其國乃旱〈午之氣乘、之也。〉、<u>氣霧冥</u>々〈霜 〈當蟄者出。卯之氣乘、之也。〉、水泉咸鶉〈大火爲旱。〉、 々好雨。々汁者水雪雜下也。|子宿直虛危。 〈疥鷹之病、孚甲之象。〉。 則天時雨汁、 瓜瓠不成〈酉之氣乘也。酉宿直 虚危内有瓠 午屬震

#### 18

り。〉、雷乃ち聲を發し なり。〉、 仲冬に夏令を行へば、 氛霧冥々し 〈霜霧露の氣、 則ち其の國乃ち旱し〈午の氣乘ぐ、之 〈震の氣動くなり。 散りて相亂るる者之な 午は震に屬するな

すとは水雪雜りて下るなり。子は宿虚・危に直る。虚・危内 の氣乘ぐなり。酉は宿昴・畢に直る。畢は雨を好む。汁を雨 り。〉。秋令を行へば、則ち天時に汁を雨し、瓜瓠成らず〈酉

出づ。卯の氣乘ぐ、之なり。〉、水泉咸な鴗き〈大火旱を爲 なり。〉。 春令を行へば、則ち蝗蟲敗を爲し〈當に蟄すべき者 す。〉、民疥癘多し〈疥癘の病、孚甲の象なり。〉。 に瓠有る者、之なり。〉、國に大兵有り〈兵も亦た金の氣、之

18 4

『禮記』

〔ウ〕。行秋令、 仲冬行夏令、則其國乃旱〔ア〕、「氦霧」冥冥。〔イ〕、雷乃發聲 則天時雨汁、 瓜瓠不成〔エ〕、 國有大兵〔オ〕。

行春令、則蝗蟲爲敗〔カ〕、水泉咸竭〔キ〕、民多疥癘〔ク〕。

禮記』鄭玄注

[ア] 午之氣乘之也

<u>ィ</u> 霜露之氣、散相亂也。

〔ウ〕震氣動也。午屬震。 酉之氣乘之也。 酉宿直昴畢。 畢好雨。

雨汁者水雪。雜下也。

子宿直虛危

虚危内有瓜瓠。

7 當蟄者出。卯之氣乘之也

兵亦金之氣

カ 大火爲旱

> 2 <u>疥</u>萬之病、 学甲象也

19 ①

十二月魚先薦寢庿令民出五種命農計耕事脩尔詣具田

默

19 ②

十二月。 魚先薦寢庿、 令民出五種、 命農計耦耕事、

19 ③

農に命じて耦耕の事を計り、 十二月。 魚を先づ寢庿に薦め、民をして五種を出ださしめ、 耒耜を脩め、 田器を具へしむ。

19 4

『禮記』

修耒耜、 以共郊廟及百祀之薪燎。 水澤腹堅。 是月也、 具田器。 命漁師始漁。天子親往、 命取冰。冰以入。令告民、 命樂師、 大合吹而罷。 乃嘗魚、 出五種、 乃命四監、 先薦寢廟。 命農計耦耕事、 收秩薪柴 冰方盛

**20** ①

歳旦更始專而農民無有所使

歳且更始。專而農民、无有所使。

#### **20**

と无かれ。 歳且に更始せんとす。而の農民を專らにして、使ふ所有るこ

#### 20

#### 『禮記』

庶民土田之數、 帝社稷之饗。乃命同姓之邦、共寢廟之芻豢。令宰歷卿大夫至于 以待來歲之宜。乃命太史、次諸侯之列、賦之犧牲、以共皇天上 專而農民、 是月也、 無不咸獻其力、以共皇天上帝、 日窮于次、 毋有所使。天子乃與公卿大夫、共飭國典、 而賦犧牲、 月窮于紀、 以共山林名川之祀。凡在天下九州之 星回于天、數將幾終、 社稷寢廟、 山林名川之祀。 歲且更始。 論時令、

#### 者

**21** (1)

夏・則水潦敗國時雪不降蝎凍消釋〈未之氣乘也季夏大雨時行夏・則水潦敗國時雪不降蝎凍消釋〈未之氣乘也季夏大於此也〉行為者畢出萌者建達始艸多傷者生氣早至下死其生之矣也〉國乃勾者畢出萌者建達始艸多傷者生氣早至下死其生之矣也〉國日露月中乃爲霜刃爲鼈蟹者之也〉四鄙入保〈畏兵壁寒之象〉百露月中乃爲霜刃爲鼈蟹者之也〉四鄙入保〈畏兵壁寒之象〉

#### **21**

之初、 潦敗國、 性有久疾也。〉。命之曰逆 多傷者、生氣早至、不充其性、 少長者也。此月物甫萌牙。季春乃同者畢出。萌者盡達。胎夭 保〈畏兵辟寒之象。〉。行春令、則胎夭多傷〈辰之氣乘也。夭 季冬行秋令、 尚有白露。 時雪不降、冰凍消釋 則白露蚤降、介蟲爲妖 月中乃爲霜。田爲鼈蟹者、之也。〉、 〈衆害莫大於此也。〉。行夏令、 之矣也。〉。國多固疾〈生不充 〈未之氣乘也。季夏大雨時行 〈戌之氣乘、之也。九月 四鄙入

#### **21** ③

也。〉。

東消釋す〈未の氣乘ぐなり。季夏 大雨時に行くなり。〉。東消釋す〈未の氣乘ぐなり。季夏 大雨時に行くなり。〉。 見中に乃ち霜と爲る。 丑を鼈蟹の者と爲す、之なり。〉、四鄙保に入る多く傷れ〈辰の氣乘ぐなり。夭は少しく長ずる者なり。此の多く傷れ〈辰の氣乘ぐなり。夭は少しく長ずる者なり。此の多く傷るとは、生氣早く至り、其の性を充さざく達す。胎夭多く傷るとは、生氣早く至り、其の性を充さざく達す。胎夭多く傷るとは、生氣早く至り、、四鄙保に入るるなる、之なり。〉。 國固疾多し〈生 性を充さず、入しく疾有るなり。〉。之を命けて逆と曰ふ〈衆害此より大なるは莫きるなる、之なり。〉。 國固疾多し〈生 性を充さず、八世に乃ちるなり。〉。 夏令を行へば、則ち白露蚤く降り、介蟲妖を爲し〈戌の氣乘ぐ、之なり。〉。

『禮記』

夏令、 春令、 季冬行秋令、則白露蚤降、介蟲爲妖 則胎夭多傷 則水潦敗國、時雪不降、冰凍消釋〔カ〕。 [ウ]、國多固疾〔エ〕、命之曰逆〔オ〕。行 〔ア〕、四鄙入保〔イ〕。行

禮記』鄭玄注

〔ア〕戌之氣乘之也。 〔イ〕畏兵辟寒象。 九月初尚有白露。

月中乃爲霜。

丑爲龞蟹。

〔ウ〕辰之氣乘之也。夭少長也。此月物甫萌牙。季春乃句者畢

〔エ〕生不定性、有久疾也。 出、萌者盡達。胎氏多傷者、生氣早至、不充其性。

〔オ〕衆害莫大於此。

(カ)未之氣乘之也。季夏大雨時行。

以上、

第十六「月令」完結。

— 98 —